

送りがな法について

真 下 三 郎

昭和45年5月27日付をもって、国語審議会かな部会から「改定送りがなのつけ方（案）」が発表された。この案は、昭和41年6月13日文部大臣から同部に、「国語施策の改善の具体策について」という諮問があったのに対し、当用漢字音訓表とともにとりあげられた問題で、爾来、かな部会で検討されてきて、このたび答申となったものである。「改定」という名称が付せられているのは、現行の送りがな法すなわち昭和34年7月11日の内閣訓令第1号と内閣告示第1号とによって発表された「送りがなのつけ方」に対する改定案という意味である。したがって改定案が答申発表されるや「いかなる点にいかなる改定が加えられたか」が論議的となり、目下同会は広く各界各層の意見を求めているが、そのため、改めて現行の「送りがなのつけ方」が再び認識されるようになった。

標題の「送りがな法について」というのは、以上の新旧両案について考察を試みるということである。

送りがなのつけ方には、古来いろいろな方式のものがある。平安時代の「三宝絵詞」のように、「刀ナ」「夜ル」のように名詞に送ったものもある。そういういろいろなものの中で、特に上記の両者の送りがな法をとりあげ、その表記とその中に見られる意識の変化を探ろうというのである。

まず現行送りがなをとりあげよう。この制定の方針は、次のように書かれている。

一 この「送りがなのつけ方」は、現代口語文を書く場合の送りがなのつけ方のよりどころを示したものである。

二 この「送りがなのつけ方」は、

- 1 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
- 2 なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
- 3 慣用が固定していると認められるものは、それに従う。

の3か条を方針として定めたものである。

三 この「送りがなのつけ方」の通則は、便宜上、品詞別に配列した。(以下省略) (まえがき)

これに対して、公布当時の批評ははなはだまちまちで、その合理性を激賞する人もあれば、反対に、稀代の悪法であるときめつける人もあり、あまりに煩瑣なため到底普及するにいたらないだろうと危惧する人もあった。結局時がたつにつれて、最後の危惧は現実となり、現代ではこれに従っている人はきわめて少ない状態である。

この送りがなのつけ方の特徴はいくつかあるが、その主なものは、次の諸点であろう。

一 制定の基本方針が国文法の知識を基礎として立てられている。

これは前記の「まえがき」によっても明らかである。「活用語」とか「活用語尾」とか「品詞別」とか国文法の術語を用いている事からも、配列を「品詞別」にしている事からも推察できる。つまり送りがなを必要とする語を選び出すのに、国文法の単語分類に用いられる「品詞」の概念がその根底に潜められているのである。文を組み立てている最小単位は単語であるが、その単語はいろいろと異なった性質を持っているから、それらを分類整理しようとするれば、それぞれの性質を明らかにする学問的体系によって律することが必要である。その学問的体系のうちで、まず考えられるのは国文法である。

したがって送りがなの対象となる語について規定を作るのに、国文法を適

用することはそれほど不自然ではない、とする考え方ようである。

二 送りがなのつけ方の規則をできるだけ多くしている。

現行送りがなのつけ方は、品詞別に規則が設けられている。たとえば冒頭「動詞」の部の1項と2項とを挙げると、次のようである。

1 動詞は、活用語尾を送る。

例 書く 読む 生きる 考える

ただし、次の語は、活用語尾の前の音節から送る。

表わす 著わす 現われる 行なう 脅かす 異なる
断わる 賜わる 群がる 和らぐ

2 活用しない部分に他の動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む動詞は、含まれている動詞の送りがなによって送る。

例 浮かぶ（浮く）動かず（動く）及ばす（及ぶ）語らう（語る）
聞こえる（聞く）積もる（積む）照らす（照る）計らう（計る）
向かう（向く）起こす・起こる（起きる）終わる（終える）
悔やむ（悔いる）定まる（定める）

すこぶる懇切周到であるが、かようにして動詞6項、形容詞5項、形容動詞4項、名詞6項、代名詞1項、副詞4項、合計26項にわたっている。いいかえれば微に入り細をうがって遺漏のないことを期しているのである。

三 例外が広く考えられている。

現行の送りがな法は、その規則の中に「ただし」という書き出しで、特記している部分がある。形容詞と名詞を例示しよう。

○形容詞は、活用語尾を送る。語幹が「し」で終わるものは、「し」から送る。

例 暑い 白い 高い 若い 新しい 美しい 苦しい
珍しい

ただし、次の語は、活用語尾の前の音節から送る。

明るい 危うい 大きい 少ない 小さい 冷たい

平たい

○名詞は送りがなをつけない。

例 頂 帯 趣 暈 隣

ただし次の語は、最後の音節を送る

哀れ 後ろ 幸い 互い 半ば 情け 斜め
誉れ 災い

この「ただし」の項が「例外」と見られるものである。そもそも「例外」は、本則で律しきれないものがある場合に設けられる。いわばひとつの便法であって、規則や法令には常に見られるものである。「送りがなのつけ方」の中に「例外」が現われるのは当然であると思われる。

四 慣用を重んじている。

「送りがなのつけ方」に現われる「ただし」すなわち「例外」の内容を見ると、世間の慣用から来ているものが多いことに気づく。

たとえば「大きい」「小さい」「幸い」「互い」「哀れ」「大いに」「直ちに」などは本則からはずれた例外として掲げているが、いずれも世間で慣用的に使用されているものである。その他、

帯止 気持 綱引 封切 編物 受身 掛図 献立
座敷 関取 手当 頭取 仲買 場合 番付 日付
歩合 物語 役割 座敷 夕立 両替 小包 植木
織物 係員 切手 切符 消印 立場 建物 受付
受取 書留 組合 踏切 振替 割合 割引
取締役 待合室 金詰り 身代り

などそうである。

特に名詞では「慣用が固定していると認められる次の語は、送りがなをつけなくてもよい」という1項を設けて、

卸 組 恋 志 次 富 恥 話 光
雇 舞 巻

を例示しているのである。みな慣用を重んじて例外として処理してでも、そ

れを生かそうとしたものであろう。

五 本則ならびに例外にできるだけ多くの実例を示そうとしている。

「送りがな」のように、国民に実施を望む規則は、具体例を示すことが必要であるが、この「送りがなのつけ方」はその努力を十分にしていることが認められる。「本則」では動詞34語、形容詞22語、形容動詞17語、名詞33語、代名詞3語、副詞11語計120語、「例外」では動詞10語、形容詞7語、名詞116語計133語、合計253語の多数にのぼっている。

以上は現行の「送りがなのつけ方」の特徴と見られる点である。しかし問題は、これらの特徴は、規則としてよい特徴であるか、悪い特徴であるか、という点である。少なくとも送りがなのように、法律や法令と違って、積極的に使用を勧奨する性質のものでは、「実際に使用する上に役だつ特徴こそよい特徴である」とすべきであろう。

以下その点から、前記の特徴の善悪良否を考えてみよう。

一 第一の「国文法の知識を規則づくりの基本方針に置いている点」である。これは必ずしもよい特徴とはいえない。すなわち国民大衆はほとんど国文法と無縁の場合が多い。国文法は学校時代でも歓迎されない学科であったはずである。したがって国民大衆にとって、名詞とか動詞とか形容動詞とかは遠い過去の印象にすぎないであろうし、活用とか語尾とか音節とかの名称もすでに記憶に定かではないであろう。この世間に文法の知識を正確に持ちつづけている成人はそも幾人いるであろうか。

そういう国民大衆に縁の薄い国文法を真向に振りかざして、すべてを割り切ろうとしている点が、言語生活に必要な送りがなを、国民大衆から遊離した、とっつきにくい規則たらしめているのである。折角「現代口語文を書く場合」（まえがき）の依るべきものを作ることを念願としながら、現代口語文から遠い専門家的な国文法意識を強くうち出していることが、「送りがなのつけ方を含む国語問題は、一部学者の手ずさびにすぎない」と非難させ、「国語国題を国民大衆に返せ」と叫ばせているのである。

品詞と活用とを重視したため、たとえば、これまでにかつて無かった形の「終わり」や「行なう」や「現われる」などが設定され、国民大衆に「かなを送りすぎる」という印象を与え、一部の人たちの間に、「漢字撲滅論の下工作ではないか」とか、「国字をかなもじ化ないしはローマ字化する意図があるのではないか」などと疑いの目をもって見られ、大紛争をひきおこす原因となったのである。これはみな、専門的意識過剰による専門術語の用いすぎのためである。

なおこのたびの改定案では、まず「送りがな」の性格を定めて、「法令・公用文書・新聞・雑誌・放送を含む一般社会」で用いるものであることを強調していることは、文法意識重視を避けようとした姿勢が見られる。この点から改定案は「語の分類を品詞別にしないで、送りがなの本質を国語の性格に見いださねばならない」とし、語を「単一の語」と「複合語」とに分け、これをさらに「活用する語」と「活用しない語」とに分け、後者には送りがなの必要はなく、前者の「活用する部分にかなを送る」としているのは、文法一辺倒の現行法に比して、深い反省のあとがうかがわれる。

二 第二の「規則をできるだけ多くしている」ことも、また決してよい特徴とはいえない。むしろ悪い結果を招来しているといってよい。昔からいわれるように、「法は三章で足る」のである。規則は、守る者にとっては、少なければ少ないほど有効便利である。

その意味で、「送りがなのつけ方」は、前記のように、26項に及ぶ本項と6項の例外とを擁する多数繁雑な規則であるから、これを用いる国民大衆にとっては、一見ただけでもまことに煩わしく、覚えにくく、守りにくいものという印象を与え、おのずと敬遠させる結果となっている。整理すればまだまだ整理できる余地は、いくらも発見できよう。

この点このたびの改定案は「法則をできるだけ簡明にすること」を根本方針として、「極力単純化、簡易化を図った」結果、わずかに9項の通則にまとめられているのは、はるかにすぐれた着眼である。

三 第三の「例外を多くしている」点も、また立案者の考え方とは逆に、使用者である国民大衆に、いたずらに混乱を生じさせ、規則に不信感を抱かせるという悪結果を出しているのである。

例外というものは、種類や性質の異なった要素が多くて、ただひとつやふたつの通則では容易に律しきれない場合にのみ、やむを得ず設けられるものである。したがっていつの場合でも、少数の通則だけで割りきれられるものが最もすぐれた規則であって、反対に、例外が多いほど悪法であるといえるのである。

現行の「送りがなのつけ方」は、6項の例外を設けていることは前記のとおりであるが、そのどの項目をとってみても、例外として挙げるよりも、むしろ本則として組み入れるほうが適当であると思われるものである。たとえば「アラウス」は本則でいえば「著す」であるが、これは例外にはいって「著わす」と表記せよとなっている。なぜ「著わす」と「わ」を送るかといえは、「わ」がなければ「チャクス」と読み誤るからだというためらしい。しかし「著す」を「アラウス」と読むか「チャクス」と読むかは、地の文の文脈や意味のいかんによることであって、そういう場合は正しい読み方がおのずと出てきて、さほど読み誤ることがない。

このことは、このたびの改定案では十分に考えられていて、「読みちがえるおそれがあるかどうか、常にそのおそれがあるものと、文脈によって、また場面によって、必ずしもそうでないものがある」といって、行き届いた考察を示している。

ともあれ現行の規則は、「ホマレ」は本則では「誉」でよいが、そうは書かずに例外に入れ、「誉れ」と「れ」を送ることにしている。これなどは「れ」がなくても、別に何の疑問も誤読もない表記であるから、例外として挙げるに及ばないと思われる。

したがって例外として別に設けてある表記も、次項にいう「慣例を重んじたため」らしいといえることができる。これらの「例外」は、一体に理論的根拠が薄弱であって、人を納得させるものがきわめて少ないのである。

さらにいうならば、「例外」は、名称は例外でも、その重さや効果を考えれば、実際は本則と何らの変りがない。記憶し使用するという労力においては、「本則」と同じであるといってよい。したがって現行の「送りがなのつけ方」は、本則26項に対して例外6項があるというのは、実は合計32項の規則があることになる。32項も本則があつては、いよいよ「法三章」の理想に遠ざかるのである。

改定案では、例外は認めつつも「法則は簡明であり、かつ一貫して適用できるもの」がよろしいとする姿勢を底に持っていて、本則9項、例外5項で終わっているのも正しい。

四 第四の「慣用を重んじる」点は、前記3項と異なり、趣旨は正しいと思う。たとえば「組」「恋」「志」「富」「恥」「話」「光」「舞」などを「慣用が固定していると認められる語」として、かなを送らないが、いずれも適例である。

そもそも慣用は、これを支持する人の「数」からいって、むしろひとつの「規則」に等しい力を持っている。たとえば「輸入」「派出」を、本来の発音どおり「シュニュー」「ハイシュツ」という人は絶無で、慣用にしがって「ユニュー」「ハシュツ」と発音しているのである。慣用もここまで徹底すれば、正規の規則といってよい。「霞」や「帯」を今さら「霞み」「帯び」と書けば、かなをつけたほうが「例外」と見られるに違いない。この点、慣用をできるだけ重んじようとしたのは正しいと思う。

しかし問題は、慣用の「範囲」であろう。どこからどこまでを慣用と認めるか、まったく基準がないままに、広くとる場合と狭くとる場合とでは、はなはだしい相違がある。この点、現行の送りがな法は、慣用をなるべく狭くとり、語数もあまり多くない。ここに態度の消極性が見られる。

このたびの改定案では、慣用については、古くからの慣用を尊重するとともに、現行の「送りがなのつけ方」が、「その使用が定着しつつあると認められるものについては」まだなるべくとり上げなかったのに対し、「これを新しい慣用として尊重することにした」と言い、できるだけ多数の

語を集めているが、むしろこのほうを「まされり」としたい。

しかしなお改定案にも、世間に広く普及しながら、慣用例として取り扱われていない語がある。たとえば「田植」「花祭」「盆踊」「木挽」その他である。

五 第五の「実例を多く示そう」としている点も、趣旨としては賛成である。事実、現行の「送りがなのつけ方」では、本則と例外とを合わせて、前記のように253語を挙げている。しかしこれは一見多いようであるが、実際はむしろ少なすぎるのである。公布の当時としては、これで十分であったかも知れないが、生活言語が多く広くなるにつれて、これでは少ないと感じる場合が頻出するのである。特に複合語や転成名詞が増加してくると、いっそうその感が深い。たとえば会社の「取締役」が「かなを送らない例」として挙げられているが、その他の同類語を掲げていないため、相撲の「取締」は送るのか送らないのか、麻薬の「取締官」はどうなのか、あるいは法令の「取締令」となるとどうなるか、はっきりしない、といった混乱である。したがって「その品の受付けは隣の受付で受け付けます」と書き分けねばならないという悪口も出てくるのである。

このたびの改定案では、さすがにその点に留意していて、現行送りがな法の混乱を極力解消することに努めている。たとえば「取締」は「役職の場合は送らない」とし——「取締令」については書いていない——「受付」も「名詞はかなを送らず、そのまま表記すること」になっている。したがって実例も、本則に293語、例外に120語、許容に65語、計478語というふうに格段に多い語例を掲げている。

これを要するに、「送りがなのつけ方」では、現行法には実行上困難を感じさせるものが多く、改定案ではそれらの点が大幅に改められているということができよう。

以上のような特徴と批判とが現行の、ならびに改定の「送りがなのつけ方」に対して与えられるのであるが、これらを通して現行法に関する「立案者の

国語表記・国語表現に関する意識」を考えてみると、一、二の点が見いだされる。

一 「ことばに関する問題は、国文法で処理できる」という意識。

この意識はなかなか根強く、特に文部省の伝統といってよい。たとえば明治35年3月設置の国語調査委員会（芳賀矢一担当）が、明治40年3月制定した「送仮名法」は国定の送りがな法の濫觴であるが、これにはすでに次のように定められている。

- (1) 活用語ハ語尾変化ヲカキアラハスコト
- (2) 語ノ末ニ付属スル助詞・助動詞ヲカキアラハスコト
- (3) 語ノ末ニ含マルル接尾語ヲカキアラハスコト
- (4) 漢字ヲ音読スルモノハ漢字以外ヲカキアラハスコト

すなわち「国文法」が基礎となっている。

もっともこの法が文法基調の最初ではなく、民間ではすでに同じような態度の書が出版されていた。たとえば明治23年1月31日博文館から出版された「仮名交文典」は田中渙乎著福羽美静校閲で、広く普及した書であるが、送りがなを規定したものの中で最も典型的なものとして、中根淑の「送仮名大概」とともに文部省案に強い影響を与えた。それによれば、「送仮名」を「漢字送仮名」と「漢字付仮名」に分けているが、前者すなわち漢字送仮名がのちの用言の送りがな法である。それは次のようになっている。

一 五級ノ活動アル漢字ニハ総ベテ働ラキヲ生ズル界ヨリ仮名ヲ送ル

これは活用が基になっている。すなわち活用語にはその活用語尾にかなを送ることで、「宜」はロシキ、シキ、キのうちどれを送ってもよいが、「ク・ク・シ・キ・ケレ」と活くため「き」を送るとするものであるが、それでは「ヨキ」か「ヨロシキ」か不明のため「シ」から送るのだとしている。

一 重用動詞ノ中間ニ仮名ヲ送ラズ

は複合動詞の場合、上の動詞には送りがなは不要ということで、現行法に生きている規則である。

「漢字付仮名」は副詞・名詞その他の送りがなを規定したものである。

一 五級ノ活動ナキ漢字ノ訓ニハ総ベテ語尾ノ一仮字ヲ其字下ノ右傍ニ小付ス

これは副詞・接続詞などで、次のような例が掲げてある。

甚^ク 最^モ 遂^ニ 又^タ 則^チ

一 名詞ハ仮名ヲ付サズ

単一の名詞はもとより動詞状名詞・重用動詞状名詞・合成名詞にはかなを送らないという規定で、たとえば次のような語である。

誉 悲 書付 引出 紙入 振出葉

少しく誇張していえば、現行の「送りがなのつけ方」は明治初頭の中根淑・田中渙乎以来の意識から一步も進展していないのである。

かような文法万能の考え方は、ひとり「送りがな法」にかぎらず、他の国語問題、たとえば「かなづかい問題」にも、「わかち書き問題」にも、その根底に潜められているのである。その理由は幾つか考えられるが、最も主たるものは、国語問題に実際にたずさわり、解決案を考えたのが、すべて国語学者、特に国文学者であったということであろう。その人たちの意識には国文学の知識とともに、「国語のことは文法学者に任せておけばよい」といった自信自負があったに違いない。そのために、できあがった成案は学問的に体制が整えられ、規則を多くして遺漏のないことが期せられてはいるが、その案が国民大衆に実際に使用するのに適しているかどうかという配慮が十分でない恨みがあるのである。

二 「国字則漢字とする」意識。

文字の歴史において、漢字を本字と呼び、かなを仮字とした例は、きわめて古くから存在していた。恐らく漢字が輸入され、漢字からかなが発生した平安時代からこの区別があって、価値的に差別されていたと思われるが、中世以後は、むしろそう考えるのが普通であつたらしく、書名にも漢字を「本字」といったり、かなを「仮名（仮字）」とした例はすこぶる多い。

「送りがな」という名称も、差別感から生まれた名称で、「漢字の読み方を示す場合に、その漢字にどの程度かなを送るか」という意味である。「か

なづかい」は「ひとつの語をかなで書く時に、ふたつ以上の書き方がある場合、どちらのかなを使うか」という事のきまりであるから、漢字とかなのどちらを尊重するかといった懸念はたいして考えられないが、「送りがな」では、明らかにその差別意識がある。輸入された歴史が古いために「本字」とされるのか、発生がわが国にあるために「仮字」とされるのか。現代では、国字観が全く変わっているのに、相も変らぬ古い封建的な考え方といわざるを得ない。

東大教授であられた故橋本進吉博士は、つとにその不合理を指摘して、一つの語を漢字とかなどで書く場合、どの部分を漢字で書き、どの部分をかなで書くか、これが正しい送りがなの意味である。とされたが、これは正しい見解であろう。

およそ文字を使って語を表現するのに、次の三つが考えられる。

- 1 漢字のみで表記するもの
- 2 かなのみで表記するもの
- 3 漢字とかなどで表記するもの

現行の送りがな法は、3を主体としながら、なお1と2とを包含している規則であるから、「送りがな」という名称は、この点からも妥当でない。したがって1・2・3を合わせ含む表記法が制定されねばならないし、制定されれば「送りがな法」とは当然言えなくなる。さてなんと言えども適当であろうか。「ことばの書き方」では漠然としすぎる。「用字法」では固い。「文字づかい」は本質に近いが「かなづかい」と混同する恐れがある。前記明治23年の「仮名交文典」では漢字送仮名と漢字付仮名とに分けていて、前者に用言の送りがなを考え、後者に体言その他の送りがなを考えている。その名称にヒントを得て「付けがな」とすることもひとつの方法であるが、やはりそれには漢字を本字とする考え方が存在する。

「送りがなのつけ方」の改定案が衆知を集めた結果であるから、やはり名称も衆知の結集をまたねばならないであろう。